

明推協だより

2019(R1)

発行 菺野町選挙管理委員会
〒510-1292
菺野町大字潤田1250番地
☎059-391-1101

令和元年7月21日(日)投票日 参議院議員通常選挙

◇投票時間：午前7時から午後8時まで

【投票日程について】

今後の予定	日時	場所
期日前投票 不在者投票	7月5日(金)～7月20日(土) 午前8時30分～午後8時	役場2階会議室
選挙期日(投票日) ① 投票受付 ② 開票	7月21日(日) ① 午前7時～午後8時 ② 午後9時15分～	① 各投票所 ② 菺野町体育センター

【参議院議員通常選挙の仕組み】

参議院議員通常選挙は「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つからなります。



選挙区選挙・・・都道府県単位で行われます。三重県選挙区の定数は2名ですが、半数改選のため、今回の選挙では1名が選出されます。有権者は候補者名を記載して投票し、得票数の最も多い候補者が当選人となります。

比例代表選挙・・・全国を単位として行われます。有権者は「候補者名」又は「政党名」のどちらかを記載して投票しても良く、「候補者」と「政党名」の得票数を合算して各政党の得票数が決まります。この政党の得票数に基づいて「ドント式」という計算方法で各政党の当選議席数が割り当てられます。なお、今回から特定枠制度が設けられ、政党の中で優先的に当選人となるべき候補者から順番に当選人となります。

<特例枠制度とは>

○優先的に当選人となるべき候補者の区分記載

政党その他の政治団体(政党等)は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者と区分して名簿に記載することができる(特定枠)。

候補者 A
候補者 B
：
優先的に当選人となるべき候補者
第1位 候補者 X
第2位 候補者 Y
：

○特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

○候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・特定枠に記載されている候補者を上位とし(名簿記載の順位のとおりに当選人とする)、
- ・その他の名簿登載者についてその得票数の最も多いものから順次に定める。

【当選順位のイメージ】(特定枠 a 人)

第1位 候補者 X	特定枠記載者を名簿記載の順位のとおりに当選人とする
第2位 候補者 Y	
：	

第 a+1 位 候補者 B	特定枠以外の者について得票数の最も多い順
第 a+2 位 候補者 A	
：	

投票できる方

- (1) 選挙人名簿に登録されている方で町内に住所がある満18歳以上の方
- (2) 今回の選挙人名簿に登録される方(次の項目に該当する方)
 - ① 年齢 … 平成13年7月22日以前に生まれた方
 - ② 住所 … 町内に住所があり、平成31年4月3日までに住民登録し、投票日まで引き続き登録をされている方

* ご注意

- ① 平成31年4月4日以後に転入された方は、原則、「菰野町」で投票できません。
転入前の住所地の選挙管理委員会へご確認ください。
- ② 菰野町を転出された方で、新しい住所地の選挙人名簿に登録の無い場合でも、菰野町の選挙人名簿に登録のある方は「菰野町」で投票することができます。
転出された日付によっては投票できないことがありますので、ご不明な点があれば、菰野町選挙管理委員会(059-391-1101)へご確認ください。

投票日に都合の悪い方は？

* 下記の手続きを確認ください。手続きは、期日前投票を除き、郵便によるものです。
公示日から投票日までの期間が短いことから、郵便が間に合わず、投票が受理できないことがあります。
投票を希望される方は、お早めに菰野町選挙管理委員会までご連絡願います。

期日前投票

7月5日から7月20日までの午前8時30分から午後8時までの間、菰野町役場2階会議室で投票することが出来ます。
お手元に入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿上で確認できれば、投票できます。

遠隔地に滞在している方

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している場合があります。

このようなときは滞在先の選挙管理委員会ですべての選挙権を行使することができます。公示日(7月4日)より前に投票用紙を請求できますので、お早めに請求してください。

病院、老人ホームに入所中の方

都道府県が指定する不在者投票施設(病院、老人ホーム)に入院、入所中の方は、当該施設において不在者投票ができます。
不在者投票をされる方は、当該施設の病院長、施設長等にその旨を申し出てください。

郵便による不在者投票

次の条件に該当する方は、郵便投票の申請が可能です。

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、
「両下肢」、「体幹」の障害若しくは「移動機能」の障害で1級又は2級の方
「心臓」、「腎臓」、「呼吸器」、「ぼうこう」、「直腸」若しくは「小腸」の障害で1級又は3級の方
「免疫」、「肝臓」の障害で1級から3級までの方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちで、
「両下肢」若しくは「体幹」の障害で特別項症から第2項症までの方
「心臓」、「腎臓」、「呼吸器」、「ぼうこう」、「直腸」、「小腸」若しくは「肝臓」の障害で特別項症から第3項症までの方
- ③ 介護保険の被保険者証に記載の要介護状態区分が「要介護5」の方

* ご注意(事前準備)

郵便投票を利用するには、「郵便投票証明書」が必要です。菰野町選挙管理委員会に対し、あらかじめ申請いただく必要があります。(郵送を伴いますので、「郵便投票証明書」の交付には数日お時間を要します。)

詳しくは菰野町選挙管理委員会までお問い合わせください。

皆様の代表者を選ぶ大切な選挙です。

町民の皆さんが今後どのような町にしていきたいか、また、今、何が必要なのかなどのお考えを1票に託す機会です。

「投票する」という権利を有効に活用しましょう。

選挙制度等に関するお問い合わせは

菰野町選挙管理委員会

TEL 391-1101、Fax 394-3199